

◆境界確定協議書の再交付申請の流れ◆

まずは窓口にて、申請地前面道路が境界確定済みであるかを確認してください。

確定済み箇所の協議書を取り交わしたい場合は、下記手順による再交付申請となります。

※境界確定協議書は土地所有者と取り交わします。共有者がいる場合は連名にて取り交わします。

複数部、協議書を取り交わすことは可能です。

1. 既確定図コピーを窓口にて取得（A3サイズ1枚につきコピー代10円）



2. 既確定図を基に現地を実測し、測量図を作成

※任意座標の場合は引照点としてマンホールなどに刻み(原則2点以上)を入れてください。

※地籍調査及び世界測地2011を使用した確定箇所の再交付は、公共基準点を使用してください。

※現地にて境界標が確認できない場合は境界担当までご連絡ください。

※測量図は既確定図と誤差の範囲内であっても実測値を記入してください。



3. 事前相談書を提出

添付書類:①現地案内図 ②公図 ③(2.で測量した)測量図 ④既確定図 ⑤土地所有者一覧表

※協議書交付申請の前にご提出ください。(事前相談書は代理人からでも可能です。)

※窓口又は郵送にて受付します。メールでの提出は不可。



4. 当課境界担当による測量図のチェック

図面の形式や、実測値を既確定図と比較して誤差(※注1)の範囲内に納まっているかなどを確認します。

〈注意〉 ※実測値が誤差の範囲を超えている場合は、再立会が必要となる場合があります。

※境界標を復元、または新設する場合は、境界点に関係するすべての方の同意書も必要です。



(※注1)20mまでは1cm以内/20mを超える場合は 1/2000以内

5. 境界確定協議書の交付申請書の提出

書式は市川市役所のホームページでも取得が可能です。

市川市公式Web (検索キーワード)境界→市川市|ダウンロード

・境界確定協議書の交付申請書

添付書類: 委任状・公図写し・全部事項証明書

・境界確定協議書 2部(境界確定図を添付し割印したもの)

・境界確定図 3部

・境界標の写真 図面に載っている全ての測点(近景と遠景)
道路の全景2方向(道路の両側から撮影)

【境界確定申請に関する問い合わせ先】
市川市役所 道路交通部 道路管理課 境界担当
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
TEL (代表)047-334-1111
(直通)047-712-6346
FAX 047-712-6347
MAIL dorokanri9@city.ichikawa.lg.jp